

## 当事者家族に対する理解の促進について

### 1. 児童発達支援センターについて

#### (1) 板橋区立加賀福祉園児童ホーム

##### ① 事業概要

##### ア 児童発達支援事業

- 毎日通園（通園バスによる送迎又は直接登園）定員30名  
身体機能や活動ペースに配慮した3クラス編成にて実施。
- 親子通園（隔週水曜：めろんグループ）各回10名程度

##### イ 相談支援事業

- 障害児相談支援・計画相談支援  
支援利用計画の作成、実施状況の把握と計画の見直し、相談対応など。
- その他相談事業
  - ・ 電話相談  
発達や育児、児童ホーム利用希望などの相談。内容に応じて、児童ホーム見学や他機関紹介などを行っている。
  - ・ 「ぶどうグループ」  
毎週水曜日に、概ね3歳以下で保育園・幼稚園等に就園していない児童を対象に、親子での参加による受け入れを行っている（定員15名）。

##### ウ その他地域との交流など

- 地域交流保育  
年長児を対象に、居住地域の保育園で実施。5～2月（8月除く）の全9回。
- 小集団交流保育 板橋保育園年長クラスと交流。児童ホーム全児童対象。
- 実務研修  
区内保育園の保育士、看護師と児童ホーム職員が区内保育園で相互に実習。

##### ② 取組事例

##### ア 親子通園

- 保護者の方が児童とともに児童ホームに登園し、一緒に過ごす日を設け、保護者の方から、家庭での様子や配慮する点などを伺い、支援の参考としている。  
また、保護者の方が児童ホームでの取り組みや生活の様子を知る機会とし、共通理解を深めている。
- 発達や子育て、福祉、進路などに関する様々な情報提供（区内保育園に関する情報や教育支援センターの特別支援教育に関する情報など）を行っている。
- 父母以外の家族が参加できる行事を企画し、家族との相互理解を図っている。

## イ 個人面談などによる相互理解の推進

園と家庭が互いに理解・協力し合えるよう、情報の伝達や面談の機会を設けている（毎日の連絡帳、お知らせ、家庭訪問、クラス懇談会、個人面談など）。

また、月1回発行のおたよりにおいて、コラム的に、発達の考え方や育児に関することを掲載し、保護者の育児の参考となる情報提供を行っている。

## ウ 地域連携の推進

子育てサークル交流会主催の「すくすく祭り」、板橋区社会福祉協議会主催の「すまいるコンサート」に共催で参加（コーナーを出したり、企画段階の会議に参加）。

児童ホームの利用児には、児童ホームの職員が参加していることで来場のしやすさを図るとともに、現場では児童ホームとのつながりに関係なく、地域の多くの子どもや家族が楽しめ関わるができる場とするなど、地域連携に取り組んでいる。

## (2) 東京YWCA板橋センター キッズガーデン

### ① 事業概要

#### ア 児童発達支援事業

1日定員30名（通園バス又は保護者による送迎）年齢別4クラス編成。

＜キッズガーデン親の会＞

保護者間のピアカウンセリング、定期的な通信発行などによる情報共有や安心感の共有を目的に実施。

#### イ 相談支援事業（計画相談支援・障害児相談支援）

子どもの発達に関する心配や悩み相談、支援利用計画の作成、一定期間毎のモニタリングなど。

#### ウ その他事業

##### ○ 保育所等訪問支援

担当職員が児童（幼児～学童）の通う施設機関へ訪問（原則月1回以上）。

##### ○ 保育所等相談支援

担当職員による通園施設職員、学校職員及び家族の相談を実施（原則月1回以上）。

##### ○ 家族に対する支援

- ・ 保育所等と連携し、療育支援が必要な子どもの保護者が子どもの障がいを受容し育児への力を持てるようにするため、専門性のある場の紹介や相談を受ける場につなぎ、具体的な関わり方を理解し実行できるよう継続的に支援。
- ・ 必要に応じ情報提供を行うとともに、総合的なケアプランを家族とともに作成。

##### ○ 子ども発達支援室（月1回開催）

発達が気になる子とその保護者を対象に、相談員（療育コンサルタント等）が相談に応じ、発達状況に即した日々の子育てに役立つ具体的な対応の助言や、必要があれば発達検査を勧め、医療機関の紹介などを実施。

### ② 取組事例

#### ア お母さん参加プログラム

利用者の母親を対象に、参観という形ではなく、療育内容と方法の理解から我が

子の障がい受容につなげることを目的とした保護者支援として、春と秋に年2週間ずつ実施。

例えば、子どもが着席すべき時間に一人で走り回っていたが戻って着席できた場合に、そのタイミングで、その子どもに応じた分かりやすい評価を戻す(褒める)ことを繰り返すことで、子どもの日常生活の向上を図っていく。

職員のその子どもに対する行動を母親に見てもらうことで、声掛けのタイミングや距離感など、療育中の具体的な場面を共有し、理解を深めている。

こうした経験を様々な特性のある子どもたち親子と場を共有して学び合うことで、我が子のみならず他の子どもの多様な障がい理解につながり、親同士がピアサポーターとなっていくことにつながっている。

## イ お父さん参加プログラム

利用者の父親を対象に、参観という形ではなく、療育内容と方法の理解から我が子の障がい受容につなげることを目的とした保護者支援として、年1回実施。

日常的に悩みや不安を話すなどの機会が限られている父親同士を共感の場として、気づきにつながり、家庭での子育てにおける父の立ち位置(役割)を確認し、障がい児の子育てに父親もより参加するきっかけとなっている。

## 2. 子ども発達支援センターについて

### (1) 事業概要

子ども発達支援センターは、平成23年7月に開設し、発達に気がかりのある乳幼児から概ね15歳までのお子さんについての専門相談機関として、早期支援を行っている。

#### ① 専門相談

公認心理師、言語聴覚士、作業療法士による面接相談を、子ども発達支援センター(小茂根)のほか、志村健康福祉センターでも週1回、出張専門相談として実施している。

#### ② 親支援事業

発達障がいについての理解を深めたり、共通の悩みを持つ親同士が知り合うために、親(保護者)を対象として「親支援事業」を実施し、公認心理師、言語聴覚士、作業療法士が、様々な関わり方の手法や考え方などを習得していただく講座を開催している。

〈講座テーマ〉

- ・ ペアレント・トレーニング
- ・ ノーバディズパーフェクト
- ・ ことばを育てるかかわり方の教室
- ・ 感覚運動あそびの教室
- ・ 切り替えが難しいお子さんの対応
- ・ 子育てのコツ教室など。

#### ③ 支援者研修

発達に気がかりのあるお子さんに関わる支援者の人材育成のため、保健師、保育士、児童館職員、幼稚園教諭、小学校教員、あいキッズ職員等を対象に、小児科医師、

公認心理師、言語聴覚士、作業療法士による研修を実施している。

〈研修テーマ〉

- ・ ペアレント・トレーニング
- ・ 切り替えが難しいお子さんの対応
- ・ ことばを育てるかかわり方
- ・ 乳幼児期の感覚運動遊びの大切さと気がかりな子どもへの対応
- ・ 子どもの育ちを考える ～発達障がい児の「気づき」の段階からの支援について 医師の視点から～など。

#### ④ 乳幼児の発達を支援する関係機関連絡会（発達ネット）

専門医療機関、療育機関、健康福祉センター、福祉事務所、保育園、幼稚園、児童館、教育支援センター、子ども家庭支援センター等の関係機関が一堂に会し、情報の共有化や支援体制の課題について検討し、有機的な連携体制を推進している。

#### ⑤ 乳幼児発達健康診査

子どもの発達の気がかりに加え、養育困難や虐待など養育者側にも手厚い支援を要するハイリスクケースを対象とし、専門医師、公認心理師、ソーシャルワーカー、保健師がチームを組み、対象児の評価と対象家庭の状況や各関係機関の抱える支援の困難さに応じた相談を行っている。

#### ⑥ 個別支援調整会議

専門相談等で把握した要支援ケースについて、健康福祉センター、子ども家庭支援センター、保育園、福祉事務所等の地域関係者で支援内容を共有化し、今後の支援方針の確認検討を行っている。

### (2) 取組事例

健康福祉センターの乳幼児健診で発達に気がかりのある幼児を把握した際には、子ども発達支援センターの「専門相談」を紹介している。また、専門相談につながりにくい親子の場合には、健康福祉センターの保健師が同行して専門相談につながるようにしている。

子ども発達支援センターの専門相談では、公認心理師や作業療法士等の専門職が、子どもの発達状態の「見立て」や子どもとの接し方等について個別に伝え、必要に応じて医療機関受診や療育機関等の利用をおすすめしている。また、個別の専門相談の中でも、様々な関わり方の手法や考え方などを習得していただくために「親支援事業」の講座をご案内することもある。

## 3. 発達支援のための親の会について

### (1) 事業概要等

発達に課題のある子どもを持つ保護者に対して、講座やグループワークを通して、保護者同士が悩みを共有することで心理的負担軽減を図るとともに、育児に前向きに取り組む、子どもの成長を促す関わりがもてるようになるために支援している。

- 対象者：「あそびの会」参加者のうち希望する保護者
- 実施場所：板橋・志村・赤塚健康福祉センター
- 実施回数：令和元年度 5回（参加延人数 34人）

令和2年度 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止

令和3年度 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため休止

- 実施体制：臨床心理士1名、保健師2名、保育者5～8名（子どもの人数に応じ）
- 実施時間：2時間
- 実施内容：臨床心理士によるミニ講座、グループワーク、交流会